

# 10 新たな環境活動基盤の整備

琵琶湖を中心とした環境に対する高い県民意識に基づき、県民参加による環境づくりを推進するため、各主体が持つ環境に関する情報の積極的な開示を促すとともに、県民意見を行政の政策決定に反映させる機会の充実など、積極的な環境コミュニケーションを図る取組が必要です。また、複雑化、多様化する環境問題の課題を明らかにし、その解決を図っていくための基盤として、総合的な環境の試験研究と環境情報の提供を図っていくことが必要です。

## 環境コミュニケーションの普及

### ●環境自治委員会

〈琵琶湖再生課〉

県民が参加して、健全で質の高い環境の確保を図るため、県が行う事務や事業について、環境保全上適切に実施されていないと考えられる場合、県民は「滋賀の環境自治を推進する委員会(環境自治委員会)」に審査の申し立てを行うことができます。

環境自治委員会は、この申し立てを受けて、事務や事業の実施について調査審議し、是正が必要な場合には知事などに対して勧告を行うことができます。知事等は勧告を尊重して適切な措置を講じなければならないことになっています。これまでに8件(平成21(2009)年3月現在)の申し立てがありました。

### ●環境影響評価制度

〈琵琶湖再生課〉

大規模な開発事業などを行う場合、それが環境に与える影響について、「環境影響評価法」、「滋賀県環境影響評価条例」に基づき、事業者自らが事前に大気質、騒音、水質、生態系、文化財などの項目について、調査・予測・評価を行い、環境の保全を図るための制度です。

事業者は、条例で定める実施計画書や準備書などの各段階で、公告・縦覧などにより、住民に情報を公開するとともに、意見を求め、環境に最大限配慮して事業を進めます。

#### ◆手続きのあらまし

#### 環境影響評価実施計画書

\* 調査の項目・地域・方法などを記載

〔公告・縦覧〕 ▼ 〔住民・知事意見〕

#### 環境影響評価準備書

\* 調査・予測・評価などを記載

〔公告・縦覧〕 ▼ 〔住民・知事意見〕

#### 環境影響評価書

\* 住民意見などを踏まえ準備書を検討・修正

〔公告・縦覧〕 ▼

#### 環境影響評価事後調査報告書

\* 事後調査結果、結果を踏まえた保全対策

〔公告・縦覧〕

### ●環境自治

滋賀県では、地域の環境と深い関わりを持つ住民が中心となって、事業者や行政との共同により、地域に根ざした環境の保全・創造の取組を進めていくことを「環境自治」として、環境政策の基本概念に位置づけています。

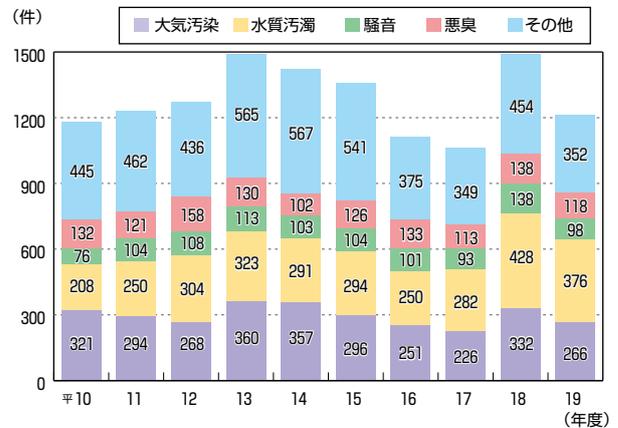
### ●公害苦情および公害審査会

〈琵琶湖再生課〉

平成19年度は、県および市町が新規に受理した公害苦情件数は1,210件で、前年度より280件減少しました。このうち、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、震動、地盤沈下、悪臭)に関する苦情は平成18年度より172件減少し、884件となりました。典型7公害のうち水質汚濁(376件)が一番多く、2番目に多い大気汚染(266件)と併せて苦情全体の53%を占めています。

また、苦情処理によって解決できない公害に関する紛争を、迅速、適正に解決するために、「公害紛争処理法」に基づいて紛争処理制度が設けられています。県では、学識経験者など10名で構成される滋賀県公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手続きを行っています。昭和45(1970)年の設置以来これまでに29件の調停申請を受けています。

#### ◆公害苦情件数の推移



### ●淡海の川づくり

〈河港課〉

#### ■川づくり会議

平成9(1997)年に「河川環境の整備と保全」、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」を大きな柱として、「河川法」が改正されました。県でも、県管理河川の整備や管理のあり方(水害の軽減や河川環境の保全など)について、地域のみなさんの意見を反映した「河川整備計画」の策定作業を進めており、県が実施する河川事業は、すべてこの河川整備計画に基づき実施されます。

県自らの持つ情報を提供するとともに地域住民の河川に対する意見や、関係者(水利組合、漁業組合等)、生物環境アドバイザー、地域の有識者との意見交換、自然観察会など様々な活動を通して得られた川づくりへの意見、提案を取りまとめ、河川整備計画に反映させていきます。

滋賀県の地勢

琵琶湖の  
あらまし

滋賀県の環境  
行政の枠組み

豊かで美しい  
自然環境の保全

健全な水環境  
の保全

快適な生活環  
境の保全

クリーンな  
新エネルギー  
の開発・導入

ゼロ・エミッ  
ションの取組  
の推進

確実な環境配  
慮の実践

新たな環境活  
動基盤の整備

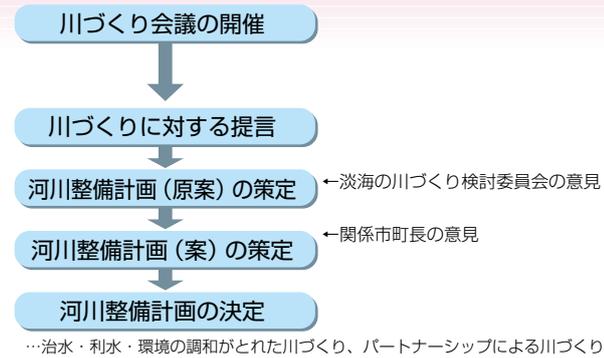
地域における  
環境づくり

新滋賀県環  
境総合計画  
の点検・評価

滋賀県庁の環  
境負荷低減へ  
の取組

滋賀の環境の  
あゆみ

## ◆河川整備計画の策定フロー



## ■今後の展開 ～地域がはぐくむ川を目指して～

川づくり会議で、共有した川の将来像に向けて、地域住民のみなさんが主体的に川づくり(河川の整備や管理)に関与できるよう、以下のことを重点的に進め、地域がはぐくむ川の実現をめざします。

- ①地域住民による川や水辺に関わる活動を積極的に支援します。
- ②河川環境の保全に関わる活動などに、地域住民がより積極的に取り組むことができるような仕組みを検討します。

住民参加による川づくり  
ー地域の個性を活かした多自然川づくりー



川づくり会議の様子



現地調査(水生生物)

## ■ふるさとの川づくり協働事業 ～地域の川は地域と協働で管理～

「ふるさとの川づくり協働事業」は、河川の維持管理において地域のみなさんとの協働を推進し、地域と行政が共に手を取り合って地域の川を「ふるさとの川」として守り育てていくことを目的とし、次の三本柱によって構成されています。

### ①河川愛護活動

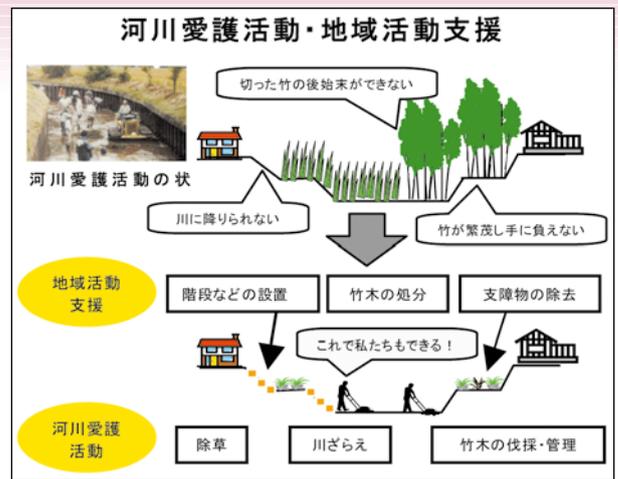
地域が行う「除草」、「川ざらえ」、「竹木の伐採・管理」といった河川の維持管理に対して、市町を介して委託により費用助成します。

### ②地域活動支援

「支援施設整備(階段・通路等)」、「支障物の除去(竹木・堆積土砂の除去)」,「地域による竹木の伐採・管理で発生する「竹木の処理」を県・市町が連携して実施することにより、地域活動を支援します。

### ③河川管理パートナー

地域の方に、河川管理パートナーとして、河川パトロール、地域への河川愛護にかかる啓発や情報発信、伐竹木の地域利用にかかるPR、河川敷内のゴミ対策にかかる市町との連携などを行っていただき、県・市町と地域の仲立ちとなって活動していただきます。



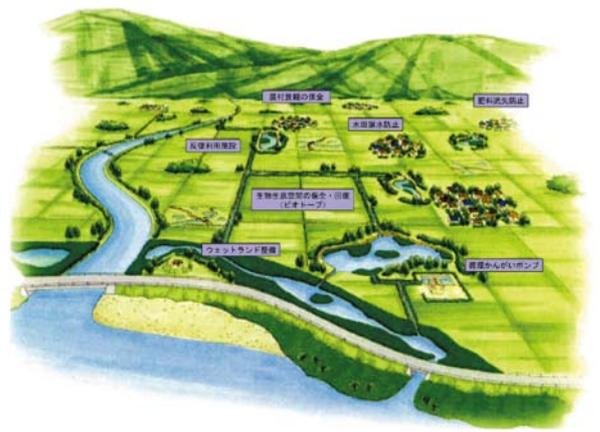
## ●みずすまし構想の推進

〈農村振興課〉

「みずすまし構想」は、農村地域の水質、生態系および景観の保全について、住民参加を基本として進めることにより、環境と調和した農業・農村を目指すという構想です。この構想の実現に向けて、環境に配慮した施設の整備や水質負荷削減施設の利用を促進する地域への支援を行うとともに、県内各地域に設立されたみずすまし推進協議会と連携して、みずすまし構想推進の行動計画に基づき様々な取組を展開しています。

各地域の取組はこちらから

WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/mizusumashi/mizusumashi.html>



みずすまし構想のイメージ

## ●農村地域住民活動支援事業

〈農村振興課〉

豊かな田園空間の創造や農村地域のコミュニティ機能を維持するためには、農家だけでなく非農家を含めた地域住民と行政などとのパートナーシップによる農村環境の保全活動の推進が求められています。

このことから、滋賀県土地改良事業団体連合会内に設けられた「滋賀県みずすましセンター」を活用し、地域リーダーの育成や専門家の派遣、普及啓発活動を行い、地域住民の主体的な活動の定着を支援します。

また、農村地域で行われる環境保全活動を支援するため、多様な主体で構成された「みずすましネットワーク」の取組を推進します。

## ● 棚田保全ネットワーク推進事業

〈農村振興課〉

棚田は、農業の生産活動を通じて、県土保全や水源かん養、農村景観や伝統文化の保全などの多面的機能を担っています。しかし、地域の過疎・高齢化や農家の減少により、耕されない棚田が年々増えているため、地域住民と都市住民が共同で行う保全活動を支援しています。これまでに県内5地区の棚田地域で1,800人以上のボランティアが棚田保全活動に参加しました。

**WEB** <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/tanada/index.html>

### トピックス

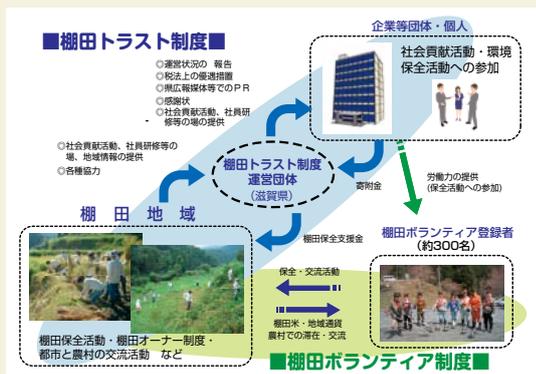
#### 棚田を守る！ ～しが棚田トラスト制度の導入～

〈農村振興課〉

今、棚田地域では、過疎・高齢化、農家の減少、獣害の発生などから作付けされない田んぼが年々増えており、棚田のもつ県土保全、水源かん養、景観保全、生態系保全などの多面的機能が失われつつあります。

そのため、地域住民と都市住民が共同で行う棚田保全活動を「しが棚田ボランティア制度」により支援してきました。平成21年度から、保全活動の安定化を図るため、活動を応援して下さる企業などから寄附金を募り、棚田保全支援金としてボランティア受入地域に交付する「しが棚田トラスト制度」を導入します。

しが棚田ボランティア制度による労働支援、しが棚田トラスト制度による資金支援、そして地域住民と都市住民の交流を通じて、県内の棚田保全・地域活性化を目指します。



**WEB** <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/tanada/index.html>

## ● ため池里山人のにぎわい推進事業

〈農村振興課〉

山辺におけるため池や農地・集落を含んだ里山は、農村の原風景といえる田園景観や豊かな生態系を有し、環境の推移帯(山辺のエコトーン)として、生態系や景観の保全上極めて重要な役割を果たしています。

しかし、山辺では維持管理の粗放化などによって、ため池の機能低下、獣害、林地の荒廃などが顕在化してい

ます。このため、地域住民やNPOなどの多様な主体の参画と協働による保全・再生活動の普及啓発を図っています。

### ■ ため池里山保全再生の手引き

手引き書は「ため池里山人のにぎわい推進事業」の活動実績などをもとに活動の取り組み手順をまとめたものです。手引き書の活用により、多くの地域でため池や里山の保全再生の取組が進み、世代間や地域間の交流などを通して、人のにぎわいを取り戻すとともに、ため池や里山が健全な姿で引き継がれていくことを推進します。

**WEB** <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/tameike-nigiwai/index.html>

## ● 琵琶湖流域ネットワーク委員会

〈琵琶湖再生課〉

県内の各流域においてマザーレイク21計画に基づき、住民流域組織(流域協議会)を核として、環境団体、企業、行政、個人などによる地域の水環境保全の取組が進められています。琵琶湖流域ネットワーク委員会(平成16(2004)年2月15日設立)は、これらの取組を支援するとともに、流域内および流域を越えた琵琶湖を緩やかに囲むネットワークを構築することを目指しています。

平成17年度から委員会のホームページを立ち上げ、広く会の案内や、参加団体の活動紹介などを行っており、県内各流域の交流を支援・促進しています。

**WEB** [http://www.pref.shiga.jp/d/suisei/network/4\\_kaiin/index.html](http://www.pref.shiga.jp/d/suisei/network/4_kaiin/index.html)

## ● びわこ地球市民の森

〈都市計画課〉

県では、緑を再生するための事業を、野洲川の廃川敷地の一部42.5haを活用して、県民をはじめ多くの人々とともに、長い時間をかけて、様々な生き物が暮らす豊かな森「びわこ地球市民の森」として再生する事業に取り組んでいます。

この森づくりは、「生態系の形成に配慮したビオトープ空間の創造」と、「照葉樹の林と訪れる人たちが自由に楽しめる落葉樹の林と原っぱの形成」をコンセプトとし、植栽基盤、園路や駐車場などの施設は都市公園事業として整備を進め、植栽については、広く一般から募集を行い、苗木を中心に植樹を行っています。

森づくりのスタートした平成13(2001)年の「滋賀県植樹のつどい」(みどりの日に開催)から、平成21(2009)年5月末までに、延べ約29,100人の参加者により、103,000本もの苗木が植樹されました。また、植えた木の管理(草刈りや施肥など)も、一般から募集した「びわこ地球市民の森・森づくりサポーター」の皆さんの手により「森づくりサポーター活動」として実施しています。

**WEB** <http://www.ex.biwa.ne.jp/%7Emoridukuri/>

| 指標項目            | 進捗状況(H20年度) | 目標(H22年度) |
|-----------------|-------------|-----------|
| 都市公園面積(県民1人あたり) | 8.1㎡        | 9.5㎡      |

滋賀県の地勢

琵琶湖のあらし

滋賀県の環境行政の枠組み

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

クリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミットの推進

確実な環境配慮の実践

新たな環境活動の整備

地域における環境づくり

新滋賀県環境点検・評価

滋賀県庁の環境負荷低減への取組

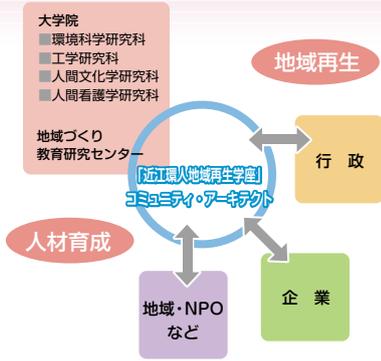
滋賀の環境のあゆみ



## ● 近江環人地域再生学座

〈滋賀県立大学〉

湖国近江の風土、歴史、文化を継承し、自然と共生した美しい居住環境、循環型地域社会を形成するために、地域診断からまちづくり(コミュニティ活性化、環境改善、市街地再生、地域文化育成など)への展開を総合的に担える人材「コミュニティ・アーキテクト(近江環人)」を育成し、行政、企業などそれぞれの立場で地域再生のリーダーとなる資質を有した人材として活用し、地域のニーズに応えることを目的にしています。平成18(2006)年10月より大学院研究科の学生および社会人を対象に、所定のカリキュラムを修了し、検定試験に合格された受講者に対し「コミュニティ・アーキテクト(近江環人)」の称号が付与されます。これまで4回検定試験を実施し、計28名の方に称号が授与されました。



「コミュニティ・アーキテクト(近江環人)」を育成し、行政、企業などそれぞれの立場で地域再生のリーダーとなる資質を有した人材として活用し、地域のニーズに応えることを目的にしています。平成18(2006)年10月より大学院研究科の学生および社会人を対象に、所定のカリキュラムを修了し、検定試験に合格された受講者に対し「コミュニティ・アーキテクト(近江環人)」の称号が付与されます。これまで4回検定試験を実施し、計28名の方に称号が授与されました。

WEB <http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/gakubu/in/ohmikanjin/ohmikanjin.html>

## 多様な政策手法

### ● ドイツ・バイエルン州との交流

〈国際課〉

ドイツ・バイエルン州と平成15(2003)年11月に「環境相互協定」(滋賀県、滋賀県産業支援プラザ、バイエルン州環境省、KUMAS(アウクスブルク・シュヴァーベン環境管轄センター)との4者協定)を締結し、環境分野における経済交流を推進するとともに、情報交換や技術者の交流などを通じて、環境分野における相互協力を促進することになりました。以降、経済と環境は不可分の立場で、各種分野における共通した課題の解決に向けて連携を強化しています。

平成20(2008)年5月には州都ミュンヘンで開催された世界最大級の環境ビジネスメッセ「IFAT2008」に本県代表を派遣しました。また、同年11月には、びわ湖環境ビジネスメッセ会場(長浜ドーム)で、地球温暖化対策とエネルギー政策をテーマとした環境セミナー(85名)をKUMAS、バイエルン州環境省と共同開催しました。



### ● 国際連合環境計画 技術・産業・経済局 国際環境技術センター (UNEP-DTIE-IETC)

UNEP-DTIE-IETCは、開発途上国および経済が移行期にある国々における環境上適正な技術移転の促進を目的に活動しており、同滋賀事務所(草津市)では、主に淡水・湖沼の環境管理をはじめとする「水と衛生」に関する

助言・研修などを行っています。

県では、琵琶湖に関する技術や経験の発信と国際的な最新情報・技術を得るための協力を期待するとともに、地球規模の環境問題に貢献するため、(財)国際湖沼環境委員会(ILEC)を通じてUNEP-DTIE-IETCの活動を支援しています。

WEB <http://www.unep.or.jp>

### ● (財)国際湖沼環境委員会(ILEC)

ILECは、世界の湖沼環境の健全な管理とその推進を目的として、県が中心となり関係省庁の協力を得て昭和61(1986)年に設立された国際的な非政府機関(NGO)です。



第1回学生湖沼会議

ILECはUNEP-DTIE-IETC 滋賀事務所の支援機関としての役割も担っています。

UNEP や世界銀行などの国際機関、国際協力機構(JICA)などの機関と共同し、世界の湖沼環境保全にかかる情報収集・提供、調査研究、環境研修、環境教育など、国際的な活動を展開しています。また、昭和59(1984)年8月に県の提唱で開催され、概ね隔年で開催されている世界湖沼会議を、開催国の団体と共催しています。平成21年度は、11月1日から5日まで中国の武漢市で第13回世界湖沼会議を開催します。

また、次世代の湖沼環境問題への関心を高め、積極的な参画を促すことを目的として第1回世界学生湖沼会議を平成20(2008)年11月21日から24日まで大津市で開催しました。

WEB <http://www.ilec.or.jp>

### ● 生態学琵琶湖賞

〈環境政策課〉

県は、水環境やその関連分野の生態学の発展を願うとともに、地域社会だけでなく世界に貢献することを目的に「生態学琵琶湖賞」を平成3年度に創設しました。以降、学術的・社会的見地から優れた業績をこの分野で挙げ、今後さらなる活躍を期待される、東アジア地域、東南アジア地域、西太平洋地域および国内の研究者を、平成19年度まで14回にわたって表彰してきました。

平成21(2009)年7月4日開催の第15回生態学琵琶湖賞授賞式からは、滋賀県に代わって日本生態学会が本賞を主催しています。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/d/kankyo/biwako/prize/j-index.html>

## 琵琶湖・淀川流域圏の再生

〈水政課〉

### ● 琵琶湖・淀川流域圏の連携交流の促進

#### ■ 琵琶湖と淀川のつながり

琵琶湖・淀川流域圏は、上流には琵琶湖があり、中下

滋賀県の地勢

琵琶湖の  
あらし

滋賀県の環境  
行政の枠組み

豊かで美しい  
自然環境の保全

健全な水環境  
の保全

快適な生活環  
境の保全

クリーンな  
新エネルギー  
の開発・導入

ゼロ・エミッ  
ションの取組  
の推進

確実な環境配  
慮の実践

新たな環境活  
動基盤の整備

地域における  
環境づくり

新滋賀県環  
境総合計画  
の点検・評価

滋賀県庁の環  
境負荷低減へ  
の取組

琵琶湖の環  
境の  
あゆみ

流には我が国数々の人口・産業が蓄積している地域で、個性的な都市や地域が互いに補完しあひながら栄えてきました。

流域の関係者は、これまでから琵琶湖総合開発の実施や琵琶湖・淀川水質保全機構の設立といった先進的な施策を展開しながら連携を積み重ねてきました。

### ■琵琶湖・淀川流域ネットワーク

平成15(2003)年3月に、滋賀、京都、大阪の琵琶湖・淀川流域で開催された「第3回世界水フォーラム」において、3府県知事と、大津、京都、大阪の3市長により「水でつながる琵琶湖・淀川から世界に向けて」と題する共同声明が発表されました。

その共同声明を受けて、平成16(2004)年8月には、流域6府県が、流域の自治体、住民、NPO、企業、研究機関など多様な主体による水環境保全ネットワークの構築を目的として、「琵琶湖・淀川流域ネットワーク推進会議」を立ち上げました。「琵琶湖・流域ネットワーク推進会議」は各府県の水環境保全に関する取組をまとめた「かわら版」の発行や琵琶湖・淀川流域水の作文コンクールなどを行っています。また、平成19年度以降、各府県の実務担当者がお互いの先進的・特徴的な取組に関する技術を学びあう「琵琶湖・淀川流域における水環境保全に関する技術交流会」を実施するなど、更なる水環境保全に向けた取組を進めています。

WEB <http://www.pref.kyoto.jp/kyonomizu/10400031.html>

## ●琵琶湖・淀川流域圏の再生

### ■琵琶湖淀川流域圏再生構想

第3回世界水フォーラムで、県から「琵琶湖淀川流域圏再生構想」を提案しました。

この構想は、琵琶湖・淀川流域を、歴史・文化を生かし、自然と人間が共生する持続可能な活力ある流域圏として再生していこうというもので、「流域圏の水マネジメン

ト機構の創設」や「構想を支えるための新しい仕組みづくり」までを視野に入れたものです。

### ■都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」

平成15(2003)年11月、都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を進めることが決定され、平成17(2005)年3月に「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」が策定されました。

都市再生プロジェクトは、「都市」の魅力と国際競争力を高め、その再生を実現することを目的として、関係省庁はじめ官民の総力を傾注して進められる国家的プロジェクトです。

「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」では、①自然環境、②都市環境、③歴史・文化、④流域の連携、の4つの視点から整理し、これらの課題に対して、「水でつなぐ“人・自然・文化”～琵琶湖・淀川流域圏～」を基本コンセプトとして、流域圏が一体となった取組を展開することとしています。

WEB <http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/biwayodosaisei/index.html>



## トピックス

### 南湖の再生プロジェクトの推進

南湖は、豊かな生物を育む「琵琶湖のゆりかご」ともいえる貴重な水域であり、流域圏全体に様々な恵みをもたらしています。しかし近年、水質の悪化や外来種の増加等によってその生態系が危機に瀕しています。

自然と人が共生する南湖を再生するため、政府の「都市再生プロジェクト」である「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に「南湖の再生プロジェクト」を位置づけ、関係機関との連携のもとに取り組んでいます。

#### ○取組内容

- ・湖底環境の改善
- ・沿岸域環境整備
- ・在来魚介類資源の増大
- ・点源からの流入負荷対策
- ・面源からの流入負荷対策
- ・琵琶湖などへの負荷を軽減する農業の推進
- ・ビオトープの再生
- ・内湖の水質浄化
- ・親しみ憩える湖辺域の保全再生・整備

### 南湖の再生プロジェクト



出典：琵琶湖・淀川流域圏の再生計画